

## 川崎市子どもの権利ノート事務取扱要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、川崎市子どもの権利ノートの事務取扱について必要な事項を定めることを目的とする。

### (用語の定義)

第2条 この要綱における用語の定義は、次の各号に掲げるところによる。

#### (1) 施設

児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第7条第1項に規定する児童養護施設、乳児院、児童自立支援施設及び児童心理治療施設をいう。

#### (2) 里親等

法第6条の3第8項に規定する小規模住居型児童養育事業を行う者及び法第6条の4に規定する里親をいう。

#### (3) 子ども

法第27条第1項第3号の規定により施設に入所する児童又は里親等に委託される児童をいう。

#### (4) 権利ノート

子どもに対し、自己の権利擁護等について伝えるために本市が作成する冊子である川崎市子どもの権利ノートをいう。

#### (5) 児童相談所長

川崎市児童相談所条例（昭和46年川崎市条例第70号）第2条に規定する児童相談所の長をいう。

#### (6) 関係児童相談所長

権利ノートに関し権利擁護の対象となる子どもの支援等に関する事務を所管する児童相談所長をいう。

#### (7) 人権オンブズパーソン

川崎市人権オンブズパーソン条例（平成13年川崎市条例第19号）第1条に規定する川崎市人権オンブズパーソンをいう。

### (権利ノートの作成等)

第3条 権利ノートには、子どもが人権オンブズパーソンへ直接相談等を行うために必要な情報を記載するとともに、人権オンブズパーソン宛ての封書（以下「封書」という。）を添付するものとする。

### (権利ノートの配布)

第4条 児童相談所長は、子どもが施設に入所する際又は里親等に委託される際には権利ノートを配布するとともに、その内容を子ども本人又はその保護者に説明しなければならない。

2 児童相談所長が前項に規定する説明を行う際には、子ども本人の年齢や理解力等に配慮した説明を行うものとする。

(子どもへの周知等)

第5条 児童相談所長は、子どもの権利ノートの所持状況を定期的に確認するとともに、その内容を子ども本人に説明し、適切な活用について周知しなければならない。

2 児童相談所長が前項に規定する説明を行う際には、子ども本人の年齢や理解力等に配慮した説明を行うものとする。

3 こども未来局こども支援部こども保健福祉課長（以下「こども保健福祉課長」という。）は、施設又は里親等の住居で権利ノートが適切に活用されるよう施設長又は里親等に対し、必要な指導等を行うものとする。

(児童相談所長への相談等)

第6条 児童相談所長は、子どもやその保護者から権利ノートに係る相談を受けた場合は、速やかに相談への対応や事実関係の確認など必要な対応を行うこととする。

(封書への対応)

第7条 人権オンブズパーソンは、封書を受理した場合には、関係児童相談所長、こども未来局児童家庭支援・虐待対策室担当課長（以下「児童家庭支援・虐待対策室担当課長」という。）及びこども保健福祉課長宛て受理通知書(第1号様式)により通知する。

2 人権オンブズパーソン、関係児童相談所長、児童家庭支援・虐待対策室担当課長及びこども保健福祉課長は、受理通知書に係る事案について速やかに協議を行い、子どもの権利を守るために必要な対応を行うものとする。

3 人権オンブズパーソンは、前項に定める協議に先立ち、封書の内容に係る事実確認のために必要な調査を行うことができる。

(人権オンブズパーソンによる救済)

第8条 人権オンブズパーソンは、封書の内容が川崎市人権オンブズパーソン条例第2条に規定する人権オンブズパーソンの管轄に該当すると判断した場合は、同条例第13条第1項の救済の申立てがあったものとみなす。

(事務)

第9条 権利ノートに関する事務は、こども未来局こども支援部こども保健福祉課において処理することとする。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については、市民オンブズマン事務局長と協議の上、こども未来局長が別に定める。

附 則 (28川ここ福第833号局長専決)

(施行期日)

1 この要綱は、平成28年12月1日から施行する。

(関係要綱等の廃止)

2 川崎市子どもの権利ノート事務取扱要綱(18川健こ第1554号局長専決)及び川崎市子どもの権利ノート相談事務取扱要領(18川健こ第1554号局長専決)は、廃止する。

附 則 (29川ここ福第512号部長専決)

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

(第1号様式)

受 理 通 知 書

平成 年 月 日

様

川崎市人権オンブズパーソン

次のとおり、川崎市子どもの権利ノートに添付された封書を受理しましたので、川崎市子どもの権利ノート事務取扱要綱第7条第1項の規定に基づき通知します。

- 1 受理年月日 平成 年 月 日
- 2 送付人 氏名
- 3 申立ての主旨